

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：令和元年度）

担当部署名	企画振興部 飯高地域振興局 地域振興課
評価対象期間	平成31年 4月 1日 ～ 令和2年 3月 31日
評価対象年度指定管理料	0 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	栗野コミュニティセンター
	所 在 地	松阪市飯高町栗野589番地
	設置目的	本市の林業振興、社会教育の実施、生活改善の推進、保健福祉の増進、レクリエーション活動等、住民の主体的な活動を推進する。
	設備の概要	木造平屋建て・平成16年3月29日完成・床面積206.88㎡ 集合室・ステージ 和室 12畳×2室 和室 6畳×1室 厨房 1室

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	栗野区
	所 在 地	松阪市飯高町栗野837番地
指定管理業務の内容		○センターの利用許可に関する業務 ○センター施設、設備等の維持管理に関する業務 ○その他、センターの運営に関する業務のうち市長が認める業務
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	○センター利用申請の受付及び許可
	サービスの質の向上	
	施設・設備等の維持管理	○施設の維持管理として、毎月2回、清掃作業を行った。 ○周辺の維持管理として、年5回除草作業等を行った。

指定期間 平成16年 4月 1日 ～ 令和12年 3月31日

(単位：円)

		事業計画	事業収支実績				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業収支推計	収入	指定管理料	0	0	0	0	0
		施設使用料	33,064	87,032	128,564	16,000	92,596
		購買品売上料	0	0	0	0	0
		雑入	50,030	50,003	80,000	260,000	290,001
		計 (A)	0	83,094	137,035	208,564	276,000
	支出	人件費	0	0	0	0	0
		事務費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
		事業費	238,716	191,641	223,997	258,408	200,961
		計 (B)	0	268,716	221,641	253,997	288,408
収支差引額 (A) - (B)		0	-185,622	-84,606	-45,433	-12,408	151,636

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価	
業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	4	B	4	B
	②施設設置目的の達成度	4		5	
	③利用者数	4		4	
	④運営状況	4		4	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	4		4	
	⑥意思疎通	4		4	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	4		4	
	⑧地域の振興・活性化	3		3	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	3	B	3	B
	②利用者の平等な利用	4		4	
	③適切な情報提供	3		3	
	④利用促進・PR	3		3	
	⑤非常時・緊急時の対応	4		4	
	⑥苦情解決体制及び対応	4		4	
	⑦自主事業	3		3	
	⑧利用者アンケートの実施	3		3	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	5	A	5	A
	②備品・什器等の保守点検	5		5	
	③修繕業務	5		5	
	④樹木・植栽等管理業務	5		5	
	⑤清掃業務	5		5	
	⑥鍵管理	5		5	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
<p>【努力した点・成果等】</p> <p>公衆トイレとして通り客や、老人クラブのゲートボールの利用が高いので清掃点検を入念に行っている。 綺麗で清潔な施設として利用してもらえる様、施設の管理に配慮している。</p>	<p>【評価すべき点】</p> <p>当該施設は、ゲートボール場が間近に設置されていることもあり、トイレの使用頻度も多い事が予想されるが、いつも綺麗に管理されている。</p>
<p>【改善すべき点】</p> <p>利用料金の収入を増やす手段を考えてはいるが、非常に難しい状況である。 今後、栗野区以外でも、利用促進のPRを図っていかなければ施設の維持が困難になっていく。</p>	<p>【指導すべき点】</p> <p>現在施設を有料で利用する団体については老人クラブが大半となっている。 令和元年度の事業収支推計では、収入超過となっているが、平成27年度から平成30年度の期間は支出超過となっていることから、今後はふれあい夢広場の活用と併せるなど、施設の利用増進が必要と考える。</p>
<p>【所属長意見（今後の方向性等）】</p> <p>施設設置以降、指定管理者において適切な管理運営が行われている。 とりわけトイレについては「ふれあい夢広場」が隣接する為、高齢者がゲートボールを行うなど、憩いの場として利用され、利用頻度も多くなるがトイレの清掃については日頃から細心の注意が払われ管理がなされている。 今後とも、施設の有効利用に向けた積極的な取組みを期待したい。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多く業務で提供されていない。 早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる